

# 令和6年度 中小企業大学校講座受講促進助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定  
公益社団法人青森県トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、会員事業者（以下「事業者」という。）の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを推進するため、会員事業者にその受講料の一部を助成する。

## (助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、1,000,000円とする。

## (助成額)

第3条 受講料の3分の2とする。

【計算方法】（例）35,000円の場合の事業者負担と助成金交付額

- ・事業者負担  $35,000円 \div 3 = 11,666円$ （百円未満切捨） $\Rightarrow 11,600円$
- ・助成交付額  $35,000円 - 11,600円 = 23,400円$

## (助成枠)

第4条 助成額に関わらず、1事業者10名までとする。

## (助成対象)

第5条 会員事業者のうち、法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者および管理者とする。なお、会員事業者の中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

## (対象校)

第6条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeCampus（Web講座）を対象とする。  
最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校 (R6.4移転)	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング17階	06-6530-0029
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955

九州校 (旧直方校)	812-0024	福岡県福岡市博多区綱場町 2-1 博多FD ビジネスセンター3 階	092-263-1554
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1	0966-23-6800

※ 上記9校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus も対象とする。

※ 金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

#### (対象講座)

第7条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

#### (対象期間)

第8条 令和6年4月1日から令和7年2月末日

#### (受講の届け出・承認)

第9条 受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に「中小企業大学校講座受講促進助成 事前承認申請書」を青ト協へ提出する。

- 2 青ト協は、前項の連絡あったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該事業者に助成可否の連絡を行う。

#### (大学校への申込み)

第10条 受講を希望する会員事業者は、県ト協からの助成承認の連絡があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

- 2 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
- 3 受講料は、所定の額（全額）を、会員事業者が直接、当該校に納入する。

#### (実績報告及び助成金の請求)

第11条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、事前に承認を受けていた受講者が所定の講座を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、様式1「中小企業大学校講座受講促進助成実績報告書」（助成金交付請求書）を青ト協へ提出しなければならない。

#### (助成金の交付)

第12条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があった時には、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、第14条に定める期日までに会員事業者に助成金を交付する。ただし、第8条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがあ

る。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第13条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(助成の交付時期)

第14条 助成金の交付は、上期分(4月から9月)は10月に、下期分(10月から翌年3月)は、年度末に交付する。

(受講申込み後の変更または中止)

第15条 会員事業者は、青ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに青ト協あてに連絡をする。

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。